

「平成 26 年度における滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針」の概要

○ 趣旨

障害者優先調達推進法の規定に基づき、滋賀県が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達の総合的かつ計画的な推進

○ 方針の適用範囲

県の全ての機関が発注する物品・役務の調達に適用

○ 方針の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者優先調達推進法に規定する県内の障害者就労施設等
- (2) 社会的事業所
- (3) 滋賀型地域活動支援センター

○ 調達の目標

物品・役務それぞれ平成 25 年度の実績額を 25% 上回る額

参考：平成 25 年度実績額 14,325 千円（物品 7,067 千円、役務 7,258 千円）

○ 調達の推進方法

- (1) 推進体制の整備（障害者優先調達推進連絡調整会議の設置）
- (2) 滋賀県ナイスハート物品購入制度等の活用
- (3) 障害者就労施設等が供給可能な物品・役務の情報収集と提供
- (4) 共同受注窓口の活用
- (5) 障害者就労施設等における受注体制の向上支援
- (6) 優先調達促進事業（トライアル発注）の実施

○ 調達方針および調達実績の公表

調達方針および当該年度の調達実績の概要は、県のホームページ等で公表

○ 県が行う契約における障害者の就業を促進するための措置

ナイスハート物品購入制度による障害者雇用促進事業者に対する優先的取扱いや入札参加有資格者名簿における障害者雇用に係る評価の付加等